



消費者注意報

CASE.1

注文した覚えがないのに届いた健康食品!?

はあ、何の番号ですか？

先日ご注文いただいた健康食品の準備ができました。代引きで送ります。

ちゃんと注文の記録があります。代金は29800円です。よろしくお願ひします。

覚えがありません。送らないでください。

1 2
4 3

数日後

29,800円です。

たのんでないのに... 困ったわ...

え、裁判って

キャンセルなんて出来ないぞ！証拠もあるんだからな。払わなければ裁判するぞ！



京のチェックポイント!!

- Q. 「注文した品物ができたので送ります」と電話がかかってきた!?
- A. 申し込んだ覚えがなければ、**きっぱりと断り電話を切りましょう。**
- Q. 断ったはずなのに商品が代引きで届いてしまった。受け取りを拒否しても大丈夫?
- A. 宅配業者や郵便局の人に悪いから...と思う必要はありません。注文していない商品であれば、差出人の名前、住所、連絡先等を控えた上で**受け取り拒否**をしてください。受け取り拒否しても、強引な口調で受取りを迫る電話がかかることもあります。そんな時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。
- Q. 家族あてに健康食品が届いた。代わりに受け取ってもいいの?
- A. まずは**本人(宛名の人)に確認することが大切です。**差出人の名前や商品名、金額などを控えた上で、配達の人にいったん持ち帰ってもらいましょう。
- Q. 断りきれずに、健康食品を受け取ってしまったが、返品したい。どうしたらいいの?
- A. 電話勧誘販売の場合、クーリング・オフができる場合があります。商品は**開封せずに、すぐに消費生活センターに相談してください。**

ご相談はお近くの消費生活センターへ

健康食品の

送りつけ商法、急増中!



健康食品の送りつけに関する相談
(京都府)



(PIO-NET 2013年5月まで入力分)

●送りつけ商法とは?

突然電話で「以前注文してもらった健康食品を送ります」などと言って、注文した覚えがないのに商品を一方的に送りつけるという被害が**高齢者を中心に**増えています。

●被害防止のためには

高齢者の中には、被害に気づかなかつたり、自分から相談しない人も多くいます。

常日頃から高齢者の様子を身近な人々が見守ることが大切です。おかしいと思ったら、まずは消費生活センターに相談してください。



迷惑電話の対処法

～送りつけ商法やしつこい電話勧誘の被害にあわないために～



留守電設定にしておいて、直接電話に出ない



ナンバーディスプレイで誰からの電話か確認する
(知らない番号の電話には出ないようにする)



電話に出ても、手短かに切る
(相手が話していても、聞く必要はなし)



電話機の近くに断りの言葉を書いておく
(「今、忙しいから」「けっこうです」はダメ)

ただいま留守にしております



注文してません!
知りません!
いりません!

不安なときは
まずお電話を!

消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002